

「託送料金変更認可決定取消訴訟」第9回期日報告集会記録（確定版）

【日時】 2022年11月14日（月） 13時30分～14時

【場所】 福岡県弁護士会階301会議室

進 行：それでははじめたいと思います。本日はお忙しい中お集まりいただき有難うございます。今日は朝日新聞の記者の方が参加されていますので、記者会見兼報告集会というふうにさせていただくことにします。

では、只今より託送料金認可取消請求事件第9回口頭弁論意見陳述に関する記者会見兼報告集会を行います。それではまずお手元の資料の確認をさせていただきます。「①頭書き、②準備書面10、③第9回口頭弁論弁護士意見陳述のスライドを印刷したもの、④国から第8準備書面」、以上の4点となっておりますので、不足などございましたらお声掛けください。なお、本日この会場に来られていないグリーンコープ関係者等の皆様はZ o o mでの参加となっております。では続きまして、弁護団、原告の紹介をさせていただきます。弁護団から弁護団長小島弁護士、馬場弁護士、篠木弁護士、北古賀弁護士、原告から社会福祉法人グリーンコープ・三原理事長、グリーンコープ生協ふくおか・坂本理事長、グリーンコープ生協ふくおか・安倍北九州地域理事長、グリーンコープ共同体から東原常務理です。それでは、代理人からの意見陳述の報告をお願いいたします。

馬場弁護士：代理人の馬場です。今日の意見陳述について簡単にご説明します。お手元の資料はご自宅に帰ってゆっくり目を通すようにしてください。

今回、私たちは、被告の主張が間違っていますよという反論の意見陳述を行いました。被告が今回どんな主張をしてきたかと言うと、大きく分けて二つあります。まず、私たちグリーンコープは認可処分がなされたとしても、引き続き託送供給、電気を使うことはできていますよね、だから今回の処分によって私たちの託送供給を受ける権利は制限されていないですよというふうに主張しているのが一つ目です。もう一つは、私たちは今回の認可処分によって、賠償負担金とか廃炉円滑化負担金を支払うことになります。法的に支払う義務が生じているんですけど、国のほうは、認可処分によって私たちに支払う義務が生じたわけではありません、あくまで一般送配電事業者、九州送配電とグリーンコープでんきの間の契約に基づいて義務が発生しているのだから、認可処分による影響はありません。あくまであなたたちが契約に基づいて行ったんですよ、そういう意味ですよ、という主張をしていました。そのため、それに対して反論をしていきました。

まず、一つ目の「引き続き託送供給を受けることができるから託送供給を受ける権利を直接制限されているものではありませんよね」ということについては、私たちは、いやいやそういうことはありません、私たち小売電気事業者というのは電気事業法17条1項とか18条によって法的地位、法的権利が保障されている。つまり電気事業法17条とか18条1項2項というようなものが無ければ、私たちは、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を支払う地位に立たないのであって、今回の処分がなされたことによって初めてお金を支払う義務が生じ

るんですよ。なので、今回私たちは電気事業法によって託送供給を受ける権利が保障されている、そして18条1項2項によって経済産業大臣の認可がなされた託送供給契約通りの義務が課されることになるので、権利が侵害されているんですよ。そういうような主張をまず一つ行いました。

あともう一つなんですけれど、私たちが賠償負担金とか廃炉円滑化負担金の支払義務を負うのは、認可処分の効果ではなく合意の効果にほかならないんだという国の主張に対しても反論しています。これはよくよく冷静に考えてみると分かるんですけど、合意の効果、契約の効果であつたら、一般送配電事業者とグリーンコープでんきの間でどのような契約をしたとしても、私たちグリーンコープはこの契約に従う契約上の義務があります。ただ今回はちょっと契約内容が特殊であつて、一般送配電事業者・九州電力送配電と私たちグリーンコープでんきの間で合意をしたとしても、経済産業大臣の認可がなければその合意は効力が発生しないんですね。経済産業大臣の認可がなければ契約の効力が生じないことになります。つまり、普通の契約ではなくて、契約プラス経済産業大臣の認可、これがなければ両当事者間の契約の効果が発生しないんだから、やっぱり私たちが賠償負担金とか廃炉円滑化負担金を課されることになるのは、単に九州送配電とグリーンコープでんきとの間の契約だけではない。経済産業大臣の認可があつて初めて効力が発生するんだから、私たちの支払義務が課される直接の原因は経済産業大臣の認可なんですね。なので、被告の主張は明らかに誤っていますよという主張・反論を、今回の意見陳述や準備書面で行いました。

あと、今日の意見陳述では最高裁平成11年判決にも触れました。最高裁平成11年判決というのは、福岡で起こった水道法に関する裁判の話でした。ある水道を使いたいという人が町に対して水道契約の申し込みをしたところ、水道契約が拒否されたので、その拒否に合理性があるかどうか争われた裁判になります。この最高裁の判決に対して被告は「今回の最高裁判決というのは水道法であり、今回私たちがやっているのは電気事業法なので、そもそも全然違うものなんです。そして、最高裁平成11年判決も、水道法15条の規定から直ちに水道供給を受ける権利が発生するとはしていませんよ」というような反論をしてきました。ただ、国のほうは、最高裁判決の解釈をちょっと誤っているんですね。もし水道法が水道申込者の供給を受ける権利を規定するものではないという被告の解釈が成り立つのであれば、この平成11年の最高裁判決で、水道供給契約に合理性があるかどうかというところまで踏み込んで判断する必要はありませんでした。単にあなたは水道を申し込む権利が無いんですよ、民事上の権利が無いんですよと単純に審理を終わらせてしまえば済むだけの話でした。しかし、最高裁平成11年判決は、そのように簡単に話を終わらせてしまうのではなく、水道供給を受ける権利があることを前提として、その上で水道契約を拒否することに合理性があるかどうか、正当な事由があるかどうか、そこまで踏み込んで判断しているんですね。そうすると、被告が主張する、水道法が水道申込者の供給を受ける権利を規定するものではないということと、

最高裁平成11年判決がしていることは矛盾するので、被告の最高裁判決の解釈は誤っているという反論を行いました。

あとは、今回、裁判が長くなっており、争点とか主張内容も多岐に渡っているんですけども、私たちは、小売電気事業者というのは、電気事業法17条や18条によって、託送供給を受ける権利とか、認可を受けた通りの契約内容で託送供給を受ける権利が保障されているんですよ、というような主張をずっと続けているんですが、被告のほうは私たちの主張に対し、きちんとした反論ができていないんです。被告（国）のほうは、私たちの主張に対してちゃんと真っ向から、正面から反論ができていないんです。今日まで長い間、私たち原告側と被告側、両方とも主張立証がもう尽くされて、いつでも裁判所の判断を仰ぐことができる状態になったので、すぐに審理を終結して、私たちの請求を認める判決をしてくださいというふうに最後を締めくくりました。

おおまかに今日話した意見陳述は以上のことになるので、今お話した内容を踏まえながら、お家に帰って、お配りしているスライドを読み返していただければいいかなと思います。私のほうからは終わります。後は他の先生からの報告をお願いします。

篠木弁護士：弁護士の篠木です。今日は2時半に退席させていただきますけれど、かなり長い闘いだったんですけども、ようやくお互いの主張が出尽くしたということで、今日結審、終結となりました。また判決もですね、3月22日なので、相当先ではありますけれど、それだけ大事件というかですね、裁判所も慎重に判断をしなければならぬということなんでしょう。実際判決がどうなるのか、私たちとしても楽しみだし、ぜひ勝訴判決をいただきたいと思いますけれども、これはもう裁判所のお考え次第なので、それは待つしかないのかなと思います。やっぱりこうやって皆さんがいつも集まって、すごく応援してくださるので、私たちも何というか頑張れるというかですね、やはり相手方の主張が結構グサッと来たりするとですね、あぁっと思ったりしたことも何度もありましたけれども、弁護団のほうでいやいやそうじゃないだろうということは何度も何度も主張して、ここに至ることができました。後はもうじっと待つしかないのかなと思います。私のほうからは以上です。

小島弁護士：弁護団長の小島です。やっとここまで来たという感じがします。実を言うと今回で9回目になるんですけども、じゃあ9回するほどの内容を今まで被告側が言ってきたかというです、被告が言ったことはほとんどあんまり内容の無いことを毎回繰り返してきたという形でして、9回を重ねる意味はあんまりなかったような感じはしました。ただ、前回から裁判長が交代したということもありますので、やっぱり裁判長には我々のことを良く理解してもらったほうがいいだろうということで2期日くらいは我々の言い分を良く聞いていただく機会があったので良かったというふうに思っています。実は今東京のほうではですね、東京地裁の行政部の部長がいきなり国の法務省の訟務局長になってしまったという、言ってみれば刑事事件の裁判長が検察官の検事の次席かなんかになってしまったみたいなもので、そんなことをやって公正さが信用できるのかという、大変な事態に

なっていて、その部に関わっているいろんな行政事件の弁護士当事者を含めて大問題になっているんです。今回も実は福岡地裁に東京地裁から移ってきた裁判長、この裁判長の前任は商事部という、会社の争いを主にやっていたところの部長やっていた人なんですね。東京地裁の商事部の部長というと出世コースとしてはかなりいいところに来ていて、そこから福岡地裁の行政事件を扱うところに来てきたという形ではあるんですけども、一つ言えるのは、行政訴訟畑を歩いてきたわけではないので、ある意味新鮮に物事を見ることができるのではないかという期待もあります。それと、あと僕自身が今の裁判長のところに、東京地裁の時に関わったことがありますして、その時もそんなおかしなことをやる人ではなくて、割とソフトな感じでしかしながらダラダラとした審理をピシッと締めて、おかしなことを言っている人に対して釘を刺すという感じだったので、そんなに悪い印象は持っていません。今日も、来年の1月末とか2月の判決かというふうに思っていたところ、3月の下旬になったんですが、これはですね、おそらく弁護士の感覚から言うと悪い兆しではなくて、むしろ良い傾向ではないかという感じはしました。行政事件においてですね、実は簡単に書ける判決というのは行政側を勝たせる判決なんですね。要するに行政側の言い分をそのまま採用しちゃうんです。それはですね、おかしな話ですけど、今の裁判所のシステムから言うとあんまり問題にならないんです。簡単にさせちゃうんです。ところがやっぱり本件の場合って行政側を勝たせるには相当無理があるだろうということになってくるので、裁判所としては行政側を負けさせる判決を書かなきゃいけないということになるんですね。そうすると負けさせる判決を書くとなる。これは相当本腰を入れて気合を入れて準備をして判決を書かないと書けないというのが今の裁判所の状況です。行政を勝たせる判決は簡易に書けるけど、負けさせる判決は簡単に書けないというのも、なんか凄まじい話ですけど、これが現実なので、そうするとある程度期日の間が空くということは、それだけの準備をしてきちっとした判決を書こうとしている現れというふうに見えるので、ある程度は期待感を持ていいのかなというふうには思っています。ただ、行政訴訟の判決というのは、私も何度も勝てると絶対思った事件で負けてきたという経験がたくさんあるので、最後の最後まで予断は許さないんですけども、今回の裁判の中身を見ると、これでこちらを負けさせたら、裁判所の公正ささえも疑わせる感じになるのではないかと。それで今回時間をかけて、きっちりスキのない判決を多分書いてくるでしょうから、スキのない判決を書かないといけないということは、こちらを勝たせる判決になるのではというふうに思っています。そういう形になっているのは、もちろん内容の問題もあるんですけども、やっぱり毎回基本的には皆さんが傍聴に来て、多くの人が関心を持っているよと、40何万の組合員が常に見ているよという、この姿勢が状況を変えてきているんだと思うんですね。ですから、本当にそういう意味ではいろんな意味での良い条件が揃っていたというふうに思います。あと少しですので、また3月22日でありますけれども、是非とも裁判所に集まっただいて、その時は喜びを分かち合いたいなという、喜びを分かち合えるといいなと思うんですけど。そういうことを言っても負けたらどうしようと。大体判決

の日は近づいてくるとですね、弁護士はだんだん胃が痛くなるんです。どうしよう、どうしよう、とかなるんですけど、ここまで来たらもうどうしようもないので、とにかく最善を尽くして頑張っていきたいというふうに思います。皆さんどうもありがとうございます。

北古賀弁護士：北古賀でございます。もうほとんど弁護団長がおっしゃったとおり、やはりずっと見て思ったのは、皆さんが法廷に多く集まっていたいて、ちゃんと見ていますよというふうなことはかなり裁判所に対するプレッシャーにもなったんだというふうに思っています。通常、普通の事件だと自分の依頼者が法廷に来ることもないし、報告するくらいだけなんですけど、やっぱり来ていただいて、団長とか馬場さんがパワーポイントを使って分かりやすく説明して、ちゃんとそれを裁判官が聞くと。そうするとこの裁判に対する原告側の熱意あるいは組合員の皆さん方の熱意が裁判所にはきっと届いているんだというふうに思っています。私、この裁判体の構成は、ただ判決を言い渡すだけでなく、この判決を言い渡すことによってどういうふうな影響が出るのだろうかということを考えながらいろいろ訴訟指揮をやったりとか、あるいは裁判を進めていくというふうな方と認識をしています。そういう意味では裁判体の構成としては良い裁判体の構成だろうというふうに思っています。私も、団長が言われるように勝つだろうと思っていて負けたらどうしようというふうに感じているところがあるんですけど、少なくともけんもほろろという姿勢ではないかなと思っているので、真剣に判決を書いているのではなかろうかと思っています。やはり皆さん方が熱心に通われていたということが訴訟の中でも大きなポイントを占めたんだというふうに思います。有難うございました。3月本当にうまくいったらと思います。

進 行：有難うございました。それでは質疑応答、それからお一人ずつご意見・感想をいただきたいと思いますが、まずは新聞記者の方からお願いいたします。

記 者：はい、有難うございます。大体聞きたかったことは言っていたので、ちょっとまた質問を思いついたら後で発言させてもらいます。

進 行：では、今日ご参加の皆さんから、ひと言ずつお願いしたいと思います。

参加者A：感想として、もう勝つなというふうに思っています。一つご案内ですが、毎年3月11日に3年前から福岡で行っている集会についてです。その実行委員なんですけど、今日お願いしたいことは、来年の「3・11」には、集会で託送料金の話ぜひグリーンコープにしていってほしいというふうに思って実行委員会ですという提案をしようとしております。ですから、もしよろしかったらこの裁判をされているグリーンコープの代表に警固公園で集会がありますので来ていただいて、その後天神一周をデモ行進します。次の月曜日には九州電力に抗議と要請に行く、そういう行動をする予定しておりますので、ぜひグリーンコープの皆さんにも参加していただきたいなというふうに思っております。来年の2023年3・11集会をいたしますので。実行委員会は11月25日に1回目を行いますので、そこにもぜひ参加していただきたいなと思います。この裁判勝ちたいなと思います。判決の期日がちょうどいい3月11日の後の22日になりましたので、バッチリだというふうに思いました。よろしくお願いします。

参加者B：悲惨な原発を経験したお母さんたちが福岡に避難してきて、子どもを抱えて苦勞をしているのを見て、原発事故はまだ終わっていない、原発を無くしたいと思っております。そしてグリーンコープの組合員でもありまして、グリーンコープが原発由来でない電気をつくるというところから参加しております。その途中に、こういう賠償負担金とか廃炉円滑化負担金を上乗せするということを知りまして、それじゃないよね、これを皆に負担させると原発をやめる方向にはいかないですよ。皆におっかぶせて、そして原発を動かし続けるということに、本当腹が立つし、よく裁判を起すことを決めたと、グリーンコープのことを支持しています。最初の時に何回か来ましたが、利用明細書に今日の裁判のことが書かれていたので出てきました。傍聴しますと、国のほうの弁護士さんはおとなしくて、あんまりちょっと反論する意欲もなさそうなんですけど、それは国がやることは、今回は経産省が上乗せしていいということを決めたらしいんですけど、本当許せないというか、油断も隙もないわけですから、心を締めて原発を許せないという姿勢は貫いていきたいと思えます。22日が喜びの判決、こんな思いをさせることを許さない、私たちの訴えが認められる判決であることを念じております。

参加者C：前回も参加しまして、テレビで見ていた傍聴席とかとは全然違う雰囲気、まず圧倒されました。今日は傍聴していて、国側の座っていちゃる人は貝の口かなと思えるほどで、ひと言ぐらいと思って期待していたんですけど。何かお葬式みたいでびっくりしました。ただ、小島先生の本当心強い説明とまたすごく心に染みるというか、そんな感じでした。今ウクライナでも戦争とかあっていますが、国は原発を再稼動しようとしている。一方、それをグリーンコープでんきは原発から脱しようとしていっている。皆さんの意志が強いので、これだけの出席もあったし、ことわざで「一念岩をも通す」ということわざがあるのですが、グリーンコープはそれだなあと思って、私も心軽やかに帰れます。今日は傍聴させてもらって有難うございました。

参加者D：前回からこの場に参加させてもらっているんですけど、前は結審するというつもりで参加させてもらったんですけど。今日またお話を聞いて、本当にこの裁判は勝たなきゃいけないなということを本当に強く思っています。単協の組合員の皆さんにこういう状況でということをお伝えします。前は単協から2人参加したんですけど、今回はまた一人増えて3名で参加して、3月の結審の時は、さらに1人でも2人でも多く参加して、ぜひ皆で喜びを分かち合いたいなというふうに思いました。有難うございます。

参加者E：今日は有難うございました。そしてお疲れ様でした。私が一番最初に傍聴に来たのが丁度去年の12月で、その流れから行くと3月くらいに結審だという話だったんですね。なのに、裁判長が代わって、ちょっと伸びるかもと言って、で8月かなって言うていました。どこまで長引くかと思ったんですけど、国の方は、今まですごくある意味ふてぶてしい感じで弱気のことを言うていらっしゃった方も、今日は何もありませんっておっしゃったのを見て、ガッツポーズをしたんですけど。そこまで闘っていただいて本当に有難うございました。裁判所は、3月22日というのを決めていたような感じの告げられ方で、えーって思いました。当初

の予定からするとすごい先だと思ったんですけど、今日のお話を聞いてなるほどと、そうやってきっちり時間をかけて判決も書いていただく、大切に言い知らせが来るという兆しなら大歓迎です。こうやって私たちが傍聴すること、傍聴の力とおっしゃっていただきました。本当の司法の判断がそんなものにどうにかなってはいけないと思うんですけど、私たちがこうやって見守ることで、それがより確かな、きっちりとした裁判の判決を書いていただけるのであれば、これからも見守っていきたいと思います。本当に有難うございました。

参加者F：今日は皆さんお疲れ様でした。議論が出尽くした感がありますが、裁判官が代わるってなった時に、皆でああ本当にどうなっちゃうんだろうかって心配だったんですけども、今日の話聞きますと、3月までしっかり考えて私たちに嬉しい知らせとなる判決を書いてくださるかもしれないということを感じて、やっとここまで来たなという気持ちです。本当に弁護士の皆さん本当にどうも有難うございます。

参加者G：鹿児島から参りました。実は今日は鹿児島では県原発についての専門委員会が開かれています。「川内原発20年以上について」の分科会も今月7日に行われていましたけれど、その分科会等では、参加してくださっている慎重派の委員さんから企業側に対して、「企業秘密だ、企業の保有の情報だとひと言えば、ああそうですかとスルーしてしまう。行政がこれ押し付けた結果が福島だったんじゃないですか。ここは安全を検討する場ですよ」と言っていたんですけども、「それでは時間ですので」って締められてしまうんですね。この裁判のほうを見させていただいたら、ここで締めていいんじゃないですかというところで、さらに引きのばしと思えるような感じで時間が伸ばされていく。専門委員会とは真反対の動きなんですけれど。真反対の時間の動かし方なんですけれど、求めているところは一緒のような気がしたんですね。相手側にとって。私たち生活者、住民の安心・安全というところを追求しようとしてくださる方々がいらっしゃる、そしてそういうことをちゃんと行政が真摯に受け止めてほしいなと本心から思います。本当に弁護士の先生方も大変だったと思いますけれど、春、皆で花咲いたねと言うふうに喜べるように今日願掛けで、ピンク一色で来ました。本当に有難うございました。

参加者H：今日は有難うございました。自分が地域委員長をしている時に託送料金という言葉を目にして、裁判を起しますという学習会から始まったなあ、かれこれ4年経ったかなと思って今思い出していました。支部がこの裁判所がこのエリアにあることもあり、傍聴させてもらうにあたって、1回目の裁判から来れる時は来るという感じで5、6回足を運ばせていただきました。やっとゴールが見えるということで、支部でもしっかり報告するし、3月にはさがからも、かごしまからも来ていただいているということで、私たちもしっかり伝えて大人数で駆け付けたいなと思っています。よろしくお願いします。有難うございました。

GクラブA：複数回参加していて、今日この裁判終わるのかなと思っていました。まずは弁護団の皆さん、ようやく結審が出たということですごく称えたいと思っています。僕自身ドラマの見すぎかもしれないんですけど、3月22日の判決というのは、

国側にあの人たち役人さんですよ。多分人事に影響しないぎりぎりのタイミンクで判決日を決めたのではないかなと、いうことは我々に有利な判決が出されるんじゃないかなと勝手に期待しております。次回また参加させていただきたいと思います。有難うございました。

GクラブB：お疲れ様です。やっと結審が見えてきた。これ第一のゴールですね。とりあえずきちっとケジメがつけば、次の時にはまた力になるんじゃないかなと思いますので、私たちもできるだけ参加して、裁判ってこんなものなんだと、正直言って情けない、時間がかかる。今の私たちの商売とは全然違うなど、短期決戦で済ませればいいのにといいながら常に聞いています。弁護団の先生方も長い時間をかけてやられると思うので、もうしばらく辛抱して、私たちも付いていきますので、よろしくお願いしときます。

GクラブC：今日は被告のほうから何も話がなかったもので、ホッとしていたんですけども、見ていますと裁判長はずっとパワーポイントの画面を見ておられましたし、最後小島団長が話された時もすごく頷きながら話を聞いておられたので、ああこれはきっといい結果が得られるんじゃないかなと期待をしております。福岡は3月22日くらい丁度開花の時期になりますから、おいしい花見酒が飲めると思います。

参加者I：お疲れ様です。店舗組合員です。グリーンコープがこの託送料金の裁判をするんだと聞いた時に、ああ～これやってくれるんかって思ってたすごく嬉しかったんですね。だって、さっきも言われたみたいに、国とかなんか油断も隙もないとか、なんか本当に少しの金額を皆から薄く広く徴収すれば、なんかごまかせるみたいな感じのところがあって、えらい腹立たしいし、大体原発事故を起こしといて、一体どういうつもりなのっていうふうな気持ちがあって、裁判の傍聴とかに来るようになったんです。裁判から次の裁判まで時間が空くでしょ。そうすると何が論点だったつけど、毎回毎回訳が分からなくなってしまっ。ああそうそう託送料金への上乗せについて、そうそう私は悔しいって思いよったんだという感じで、ちょっとうまく付いていけてなかったんです。今日もまた原告適格とか、しつこいくらいに原告適格の話があったんで、まだその話があるのかみたいな感じで、実際原告適格ってなんだったんだっけみたいな感じなんです。とにかく、皆さんの話を聞いていると、勝てそうなので期待しているところです。本当にこういうことは許されちゃならないというふうに思いますし、裁判長が正しい正義の判断をしてくれることを期待しています。

参加者J：どうもお疲れ様でした。弁護士の先生方も本当に有難うございます。私も託送料金というのを聞いて、やっぱり原発は反対なので、この原発の裁判をグリーンコープが起こしてくれて、普通何もしてませんけど傍聴に行ってみようという気持ちになりました。そして毎回弁護士の先生方が、今日も何度もおっしゃいましたけど、傍聴人がいることへのプレッシャーというか、そういうのあるんですとおっしゃったことが、本当にそうなんだなという思いで、裁判というのは縁遠くて、傍聴席があるのに知らん顔をしていましたけど、本当に良い勉強をさせていただきました。本当に有難うございます。

参加者K：提訴から全ての期日に参加することができました。ようやく結審。私がこれ、意地になって参加していることの一つは、先週はプルサーマル原発を止める会という、私が原告で、玄海原発を止めるための裁判がつい先週同じ場所でありました。先月は避難者訴訟、福岡に避難してきている人たちの避難者訴訟もありました。それにも足を運べる時は運んでいます。そういった原発の裁判に「3. 11」以降関わる中で、いかに司法が腐りきっているかという、この国の国策がおかしいということにあまりにも腹が立って、自分が関わったものがずっと負け続けているので、これこそはという思いで今日まで足を運んできています。本当に勝訴を確信してはいるんですけども、まあご存知のように、残念ながらこの国は小型原発の再開発とか、もう本当にびっくりしますけれど、60年たった老朽原発もいつまでも使えるというような国の方針を定めたり、とんでもない方向に行っています。本当にこの託送料金の裁判がですね、せめてせめてそこに楔を打つ第一歩になることを本当に期待しております。もしこれが勝てたとしても、他の裁判は引き続き続いていくと思うので、ほんとうに関心を持ち続けること、諦めないことを肝に銘じて来年を迎えたいと思っています。

進行：皆さん、ありがとうございます。それでは、記者の方からご質問はありませんか？

記者：それでは一つ。この託送料金の問題、私はすごい問題が多いと思っていますし、裁判をずっと聞いていましたけれども、優勢かなというふうに感じてはいるんですけど。もし、この主張が認められるとすると、電気代に上乗せするという主張が認められてしまえば、託送料金に上乗せするという手法全てに影響が及ぶというか、ものすごく影響が大きいといいますか、この件に留まらない影響が及ぶんじゃないのかなというふうな想像をしています。例えば他にもこの電気料金の託送料金の規制料金のところに上乗せされている、託送料金の中に上乗せされているものは無いかもしれませんが、外に上乗せされているものとかはたくさんあると思うんですね。もしこういう訴えが通るんだったら、託送料金の中に上乗せされているものの中にはこれもおかしいんじゃないかみたいな話が出てくるんじゃないかと、ちょっと想像するんですけど、そのあたり弁護士の先生は今どんなふうにお考えになっているか、を伺えればと思います。

馬場弁護士：私たちの主張が認められたことを前提にしますが、そうなった場合には結構影響が大きくなる半面、賠償負担金とかは国民から取らなければお金が無い状況なので、そうするとどうするかと言うと、おそらく国のほうはすぐ法律の改正をするのではないかと思います。今回、私たちは法律に反している、憲法や電気事業法に反している、というような主張をしているので、私たちの請求が認められた場合には、国はそういう時は対応がとても早いので、すぐに裁判所の判決に従った法改正をして、今まで通りの流れになっていくのかなというふうに考えています。

東原：一点、今のことに関連してですけども、馬場さんが言われたように、国がもし負けたら控訴するということがあるのに並行して、ひょっとしたら控訴とかもせずにコソッと法律改正の発議をするということもあるかもしれません。ですけどですね、今、様々な政府与党における問題が指摘されているように、ある事柄につ

いて何も反省とかそれまでしてきたことについての断りもなく、コソッと法律案を出すということを許すか許さないかという、それはやっぱり判決を受けてのグリーンコープであれば組合員の討論であるし、社会で言えば社会の人たちの声であるし、報道機関であれば報道機関としての検証とかいうことにつなげる必要があるんじゃないかと一つは思います。もう一つは、つい先日会計検査院が国の収支財政を点検して、毎年問題点を指摘するわけですが、今回の問題の指摘にこの賠償負担金に関わる大手電力優遇というのはいかななものかということをやちゃんと言ってくれています。賠償負担金が2年前から入ることによって、それまで大手電力が自ら負担していた賠償のための一般負担金額がコソッとその分減っていると、そして大手電力会社の経営が厳しいからということ原子力損害賠償廃炉等支援機構という機関では会話されているけど、そんなことは誰も知らなかったじゃないですかって言っている。そのことは今年の春先グリーンコープの私たちも知りましたし、東京にある原子力資料情報資料室のような民間の認定NPOの方たちがちゃんと掴みました。一部報道もしてくれました。今回会計検査院がそこまで指摘しているような事柄を、今忙しくてやれてないんですけど、この裁判の進行にあわせてグリーンコープの組合員の中でこんなことが、賠償負担金に伴ってされているということを知り合って行きましょうねということも必要じゃないかと思うんです。やっぱりもし勝てたらですね、すごく大きい、これからの力になる面があるだろうというふうに思っています。以上です。

進 行：それでは他、何か追加してご意見などありませんでしょうか。ないようでしたら、原告の組合員の方から発言をお願いします。

坂本理事長：ふくおかで理事長をさせてもらっています坂本です。今日始まる前に、この裁判っていつから始まったかなとか、この裁判の検討をしたのはいつぐらいからだったかなというのを言っていたんですけど、先ほど4年くらいと言われて、ああ～やっぱりそれくらいになるのかと思って聞いていました。やっと結審を迎えるところまで来たんだな。それでもこれは最初なので、その後どちらにしても続くだろうなと思っていますけれど、一つの区切りが迎えられるなというのを嬉しく思っています。その反面、検討している時にはすごくたくさんの組合員が検討に参加して、裁判に訴える意味とか、裁判がどういうものだとか、どれくらい時間がかかるのかとかいう議論にみんなが関わって、結構たくさんの方が知っていたと思っているんですけど、今、組合員活動をしているメンバーもかなり代わってしまって、あの時ほど知っている人は少ないんじゃないかと思います。関心を持っている人も、今日これだけの方がもちろんいらっしゃっている、多分Zoomにもたくさんの方が参加されていると思うんですけど、ちょっと興味が無いではないですけど、自分ごとにはなっていない人もたくさん出てきているかなというのを今感じていますので、逆にこの3月22日いよいよ決まったよということを伝えて、もう一回改めてなぜ裁判をしているのかとか、組合員だけでなく、グリーンコープがこれをしている意義とか、もっと広く伝えていかないといけないなと思いました。3月22日にはここにいるメンバーだけじゃない人たちがす

ごく興味を持ってここに来たいと、結果を知りたいと思える状態まで持っていきたいなと思っています。有難うございます。

安部地域理事長：北九州地域で地域理事長をしています安部と言います。今坂本理事長のほうからいつ頃から検討していたっけというお話が出ましたが、4年ほど前、私は小倉南支部の支部委員長をしていました。組合員と一緒にこの裁判のお話を聞いて、するしないとかいう検討というか、議論、いろんな意見をととてもたくさん聞いた記憶があります。概ね反対という意見だったと記憶しています。かく言う私も反対と言っていた記憶があります。その後ですね、とてもたくさん、何回も弁護士の先生方講師の学習会がありました。提訴の内容としては分かるんです。ただ一主婦で、本当にぼーっと生活しているものとしては「裁判」という言葉自体にもすごく抵抗がありました。まして国が相手となると、もうなんかこう委縮してしまって、自分が裁判所に行くわけではないんですけれども、無理だよねというような声がとてもたくさん上がっていた記憶があります。ただその学習会の中で、もう随分前なので、記憶がはっきりしていないんですけれども、「おかしいと思ったことを声を上げて判断をしてもらおうというとてもシンプルなことなんだよ」という話を聞いた記憶があって、その時にとってもなんだか、「なんだそんなことか」というふうにした記憶があります。私たちは日本国の国民ですけれど、声を上げる権利というのは皆持っているんですけれど、そもそもその方法を教えられていない。あと、なんか声を上げていけないような雰囲気がある。そういった中で今回のこのような、「おかしいよね」ということを素直な気持ちで問う。それを裁判所の判断に委ねるというこの流れが、本当に一組合員として分かりやすかったですし、そのような場にずっと何年間も様子が見れたことにとても感謝しています。本当に感謝しているのは、実は8月に結審ができなかったことで、8月はどうしても自分の理由でこの場に居れなかったのも、とてもあーいけなかったと思ってすごく残念な気持ちだったんですけど、伸びたよってという話を聞いた時に、「アッ！行ける」ということで今日参加できたので、実はとても有難く思っています。今日はとてもいい体験もできましたし、また3月22日にも向けてたくさん伝えることを伝えていきたいと思っています。有難うございます。

三原理事長：皆さんお疲れ様です。私は3月まではふくおかの理事長をさせていただいておりましたが、今は社会福祉法人グリーンコープの理事長をさせていただいています。三原です。国の反論なんですけれど、私のような何も分からない素人から見ても、全く反論になっていないし、ずれているなあっていうのをすごく感じています。今日ですね、実は午前中にふくおかの委員会が計画してくれた平和学習会というのがありました。東原さんが講師も務めてくださったんですけれども、その時に平和を継続していくためには、やはり一人ひとりの命を守ることを一番大切にする、それが一番大事だということがあったんですけれども、その次に「徹底した情報公開」と「人々の社会参画」だというふうにありました。グリーンコープは徹底した情報公開というのはこれまでも守り通してきていたんですけれど、社会参画と言うと、私自身もこのように裁判なんかがなければ、おそらく、デモとかには参加したことはあるんですけれども、なかなか社会参画はしなかつ

たなと思っています。その二つがこの日本の、世界の平和を築いていくためにはとても大切なんだという、お話を午前中聞いて、すごく心に染みました。そういう意味では今日ここに来られている皆さんは、本当にここだけではなくて、いろんなところで社会参画をされていらっしゃると先ほども話を聞いていて、素晴らしいな、尊敬するなと思った次第です。先ほど皆さん言われましたけれども、私たちも最初託送料金と聞いた時に、「たく？そう？りょうきん？」というふうは何のことも知らない私たちでした。本当に何度も何度も学習会を重ねてですね、ああこれはやっぱり裁判やったほうがいいなと、私自身も思い始めて、最初私が理事長だった時の総代会で皆さんにお尋ねさせていただきました。グリーンコープが裁判を起こしてくれてありがたいと何人か言ってくださいましたけど、それを決めたのは一人一人の組合員です。組合員の代表である総代の皆さんたちにこの案を提案させていただきました。もう賛否両論でした。総代会で「もう最後は否決されるかも」と正直思いながら、最後私のほうから応答させていただいた時に、私はあの時、「お母さん頑張ったよ」と言いたいと思いました。そのことを皆さんに心の奥底から訴えさせていただきました。その言葉で皆さんの気持ちが決まったわけではないと思うんですけども、賛成多数をいただきまして、反対された方も当然たくさんいらっしゃいましたが、あの時に賛成していただいて、組合員が決めてこの裁判をすることになりました。今回、本当に勝っていただいたらいいなと思っていますけれども、今回勝っても負けても、世の中に一石を投じることができたのではないかなと思っています。九電とグリーンコープが自由に契約したらいいんだよというようなことを国は言っているなというふうに感じているんですけども、そんなことをしていたら、小売業者はどんどんつぶれていくと思うんですよ。反して、国は原発あんな事故を起こして大変なことをやったくせに、皆からお金を取って、それもこっそり取って自分たちは損をしないようにしている。自分たちは守るのに、人のことは守らないというのは、とても私はですね腹立たしいなというふうに思っています。先ほど裁判官がどうも出世コースに乗っている人だといわれたのが、ちょっとドキッとしています。ぜひ自己保身を考えずに人としてちゃんとした判断をしてくださったら嬉しいなというふうに思っております。いよいよ結審となりましたが、裁判を本当に初めて良かったなあと、総代会で皆さんに可決いただいて本当に良かったなあと思っていますし、それまで、勉強会やそしてたくさんの方を教えてくださいました弁護士の皆さん、今も一生懸命国と向き合ってくださいっている弁護士の皆さんには本当に感謝しかありません。有難うございます。実は東原さんとかですね、電気事業をされている皆さんからも本当にたくさんの方を教えてくださいまして今までここまでこれた次第です。一つ忘れていました。この間、理事長たちと会っていた時に、かごしまの理事長がたまたま横にいらして、「今度裁判行く？」って訊いたんですね。するとかごしまの理事長が、「私たち、普通の主婦なのに裁判に行くっていう話しているね」「本当にそうだね」という会話をしました。何かそれが普通のことになってきていることも社会参画としては素晴らしいことじゃないかというふうに思いました。以上です。有難うございます。

進 行：有難うございました。３月２２日の判決まで４ヵ月くらいあるのでちょっとなかなか落ち着かない日々になりそうです。それでは。今日はどうも有難うございました。

以上